

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年9月5日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件
2. G II グレード 0件
3. G III グレード 8件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	復水移送ポンプ(B)吸込圧力指示計の指示不良を確認した。当該計器を点検・修理。	
2	2号機	高電導度廃液系濃縮装置(B)入口流量変換器の動作不良を確認した。当該計器を点検・修理。	
3	3号機	動力電源盤の母線連絡(3SB-2から3B-2)電力量計に動作不良を確認した。当該電力量計を点検・修理。	
4	4号機	低圧炉心スプレイ系/残留熱除去系(A)封水ポンプのメカニカル部において封水(汚染なし)の漏れを確認した。当該メカニカル部を点検・修理。	
5	4号機	排気筒トリチウムサンプルラックにあるサンプル流量積算計の数字が表記されている部分の一部が剥がれていることを確認した。当該部を点検・修理。	
6	5号機	ランドリー設備洗濯機(B)所内用圧縮空気電磁弁用ホースから空気漏れを確認した。当該ホースを点検・修理。	
7	6号機	海水モニタの電源装置の異常を示す警報が発生したことを確認した。当該装置を点検・修理。なお、当該モニタに隣接するモニタは健全であり、監視に影響はなかった。	
8	7号機	循環水ポンプ(A)起動時に、モータ軸受温度が高いことを示す警報が発生したことを確認した。当該ポンプを停止し、軸受け温度を確認し異常ないことを確認済み。当該軸受の温度検出器を点検・修理。	